明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

十七～七十九	（略）
八十	（略）
八十一	キノリン―八―イル＝三―［（四・四―ジフルオロピペリジン―一―イル）スルホニル］―四―メチルベンゾアート及びその塩類
八十二	（略）
八十三～九十七	（略）
九十八	（略）
九十九	一―（ジエチルアミノ）エチル―二―（四―メトキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
百	（略）
百一～二百十七	（略）
二百十八	（略）
二百十九	一―［一―（ベンゾ［b］チオフェン―二―イル）シクロヘキシル］ピペリジン及びその塩類
二百二十	（略）
二百二十一～三百二	（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

十六～七十八	（略）
七十九	キノリン―八―イル＝一―（シクロヘキシルメチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類 （新設）
八十	キノリン―八―イル＝一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類
八十一～九十五	（略）
九十六	Ｎ・Ｎ―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類 （新設）
九十七	三―ジエチルアミノ―二・二―ジメチルプロピル＝四―アミノベンゾアート及びその塩類
九十八～二百十四	（略）
二百十五	一―ベンジル―四―メチルピペラジン及びその塩類 （新設）
二百十六	一―（ベンゾフラン―二―イル）―Ｎ―エチルプロパン―二―アミン及びその塩類
二百十七～二百九十八	（略）

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四三円（本体一三〇円）（配送料別）